

◎注意事項

- 1 妊孕性温存療法を受けた方が未婚で未成年の場合は、申請者欄には親権者名又は未成年後見人名を記載してください。
- 2 振込先指定口座は、申請者名義の口座としてください。
- 3 助成金交付の可否は、文書で通知します。
- 4 書類に不備がある場合、助成金を交付できないことがありますので、ご注意ください。
- 5 助成の対象となる治療費は、妊孕性温存療法及び初回の凍結保存に要した費用のうち医療保険適用外の費用です。ただし、入院室料(差額ベッド代等)、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用及び初回の凍結保存費用を除く凍結保存の維持に係る費用は対象外です。
- 6 助成額は、妊孕性温存療法に要した医療保険適用外費用であり、精子は4万円、精子(精巣内精子採取)は35万円、胚(受精卵)は35万円、未受精卵子は20万円、卵巣組織は42万円が上限となります。
- 7 助成回数は、合計2回までです。
- 8 本事業の対象となる費用について、他制度の助成を受けている場合は、本事業の助成を受けることができません。
- 9 助成対象の治療の一部を指定医療機関とは別の機関で実施し、当該医療機関に対して支払いを行った場合で、当該費用も含めて助成を求める場合は、治療と費用の内容が分かる領収書及び治療明細を提出してください。詳細の記載がない場合は、当該医療機関に様式第3-4号の発行を依頼してください。
- 10 医療機関によっては、証明書(様式第3-1号、様式第3-3号及び様式3-4号)の発行に費用がかかる場合がありますが、その費用は自己負担となります。
- 11 本事業に参加する方の妊孕性温存療法に関する診療情報は、医療機関を通じて、日本がん・生殖医療学会が管理・運用する「日本がん・生殖医療登録システム(JOFR)」に登録されます。また、データの登録状況の確認のため、日本がん・生殖医療学会が助成申請の内容と結果について各都道府県に対して照会を行うことがあります。
日本がん・生殖医療学会は、本事業に係る研究を適切に行えると認める者に対し、上記の臨床情報・助成情報等のデータを提供することがあります。その際は、目的達成のため必要最小限の範囲で取り扱いを行い、個人の権利利益が不当に侵害されないよう、適切な処理を行います。
- 12 本事業は、妊孕性温存治療に要した医療費を申請に基づき大分県が助成するものであり、がん治療及び妊孕性温存治療、またがん治療後の妊娠等、その医療内容について大分県が保証する、若しくは責任を負うものではありません。

◎個人情報の取扱いについて

得られた個人情報はこの助成金の交付事務以外には使用しません。また、厳重に管理し、漏洩、不正流用、改ざん等の防止に適切な対策を行います。

申請方法

郵送の場合：送付先 〒870-8501
大分市大手町3丁目1番1号
大分県 福祉保健部 県民健康増進課 生活習慣病対策班

持参の場合：受付窓口 大分県 福祉保健部 県民健康増進課 (県庁別館4階)
受付時間：月曜日から金曜日
(祝祭日、12月29日～1月3日を除く。)

問合せ先

大分県 福祉保健部 県民健康増進課 生活習慣病対策班
電話 097-506-2770